

「能登半島地震」対策ニュース

全国災対連 (災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会)
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連内 TEL03-5842-5611 FAX03-5842-5620

2024年12月26日
NO. 9

全国災対連 厚労省に医療費負担免除の 充実を求める要請書を提出 被災者に寄り添った支援を

全国災対連は12月24日、厚生労働省に「能登半島の地震・豪雨に伴う被災者への医療費窓口一部負担金免除等を求める」要請書を提出しました。要請には、全国災対連の住江憲勇代表世話人（保団連）、香月直之事務局長代行（全労連）、原英彦世話人（医労連）、丸山七菜子世話人（保団連）、藤井勇輔（全労連）の5人が参加し、厚労省側は医政局地域医療計画医師確保等地域医療対策室春日潤子室長補佐他5名が対応しました。

住江代表世話人（写真左）は「本来通常国会で軍拡予算を削って、被災者のための補正予算の議論がされるはずだったが、裏金問題があり被災地支援は後回しになってしまった。予備費対応では自治体任せの復興対応になってしまう。しっかりと補正予算を組む必要がある。また、震災前から奥能登4病院統合が議論されているが、それでは十分な医療が受けられず能登に帰れない。棄民政策と言わざるを得ない。被災者の命、地域の生業を守るための議論、対応をお願いしたい」と訴え、要請書を手渡しました。

香月事務局長代行から、「被災地で関連死が多いと報道がある。避難後の医療・介護体制が不十分である。医療費の一部自己負担については6月末まで延長をすることになったが、被災者への周知がきわめて不十分だ。ひとりも取り残さない対応を」と訴えました。



他の参加者からは、「住んでいる自治体、加入している保険によって、差が生じるのは問題である」、「被災地のあるべき医療を模索するのではなく、住民の命を最優先に考えるべきである。自治体病院はどれも赤字であり、4病院統合ではなく、医療労働者が働きたいと思える処遇に見直してほしい」と訴えました。

厚生労働省からは、「自治体には事務連絡を流している。周知のためのリーフレットは作成中である。国の補助については、一定の基準で判断しており自治体で格差が生じるものではない」、「石川県庁と連携してこれからの医療体制等を検討しているところである。厚労省として何がベストな対応か考えていく」ことなど要請項目について回答がありました。その後も意見交換を行い、要請を終了しました。

2024年12月24日

内閣総理大臣 石破 茂 様
厚生労働大臣 福岡 資麿 様

災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会（全国災対連）

代表世話人 小畑 雅子

代表世話人 住江 憲勇

代表世話人 長谷川 敏郎

能登半島の地震・豪雨に伴う被災者への 医療費窓口一部負担金免除等を求めます

2024年能登半島地震及び奥能登豪雨の甚大な被害への貴職のご尽力に、敬意を表します。
今年1月1日に発生した震度7の能登半島地震によって、多くの家屋の倒壊が発生しました。元々の医療提供体制が弱い現状から、特に半島北部では交通の便が極めて悪く、復興・復旧に大きな困難を抱えています。さらに9月には奥能登豪雨災害が発生し、地震被害と相まって復興・復旧にはさらなる時間を要することが見込まれます。

地震から1年が経とうとする現在でも、未だに多くの方が自宅以外での避難所生活を余儀なくされており、両災害を合わせると12月10日現在で死者484人（うち地震による関連死241人）、負傷者1,787人に達し、現在も400人近くが避難所生活を余儀なくされています。

被災地の現状は復興とは程遠く、被災された人々の生命と健康を守り生活再建を進めるためには、地震か豪雨かの被災者に関わらず、医療費の一部負担金免除を十分な形で実施することが必要です。また、能登の復興において地域医療の復旧は不可欠であり、地域医療を支える診療所の立て直しに向けたさまざまな措置も不可欠です。

以上の状況を踏まえ、下記事項実現に向けた早急な対応をお願いいたします。

記

1. 能登半島地震被災者への医療費等一部負担の免除対象期間は、被災者が被災前の生活に戻るまで継続すること。
その財源は引き続き特別調整交付金と国の補助とし、保険者の財政的負担が生じないようにすること
2. 奥能登豪雨の被災者について一部負担金の免除特例を実施すること
3. 被災者の医療費一部負担金及び保険料（税）の免除措置を拡大すること
入院時の食事一部負担金の免除、保険料（税）の免除等も含めて行うこと
4. 医療費一部負担金免除延長に関する取り扱いを厚生労働省ホームページなどで周知するとともに、自治体や避難所、医療機関等、食料品店、他県に避難している方も含め、

被災者が赴くあらゆる施設に紙媒体で張り出し・配布を行うとともに、SNS で広報を呼びかけるなど、あらゆる手段を通じて遺漏のないよう周知すること

また、医療費等一部負担の免除対象期間の延長は、十分な期間を確保して事前に通知すること

5. 奥能登公立4病院について集約化を前提とせず、存続を前提に「機能強化」の議論を進めること。また、4病院存続に必要な財政措置を国として行うこと
6. 被災した医療機関および福祉施設への復旧・再建のために緊急支援を直ちに行うこと。地域住民の生命と健康を守る立場から、公的、民間問わず被災医療機関の医療機能の復旧・再建にむけ、支援対策を激甚災害法や特別立法の対象とするとともに、緊急かつ必要な支援措置を国や県をあげてとりくむこと
7. 大規模災害発生後の復興・復旧については、自治体が過度の財政的負担を負うことのないよう、国の責任で行うこと
8. 被災地で災害対応業務に従事する公務員等の長時間過密労働を解消するために、必要な要員を確保するとともに、処遇改善等をはかること

以 上